

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2015.10.22(水)
No.214

どうなる私の人事…「希望なしを明確に」

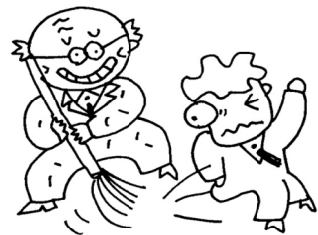
「意向の把握」 欠落はミスと謝罪

市教委交渉

10月14日、さいたま市教組は「年度当初人事」について市教委と団体交渉を行いました。「同一校3年以上7年未満」の者にも、異動希望の有無に関わらず、ブロックを記入させるという点を中心に、市教委を追及しました。市教委の回答は納得のいくものではなく、教職員が不利益を被ることがないよう注視し、問題がある場合は折衝を行います。

意向を無視した人事の横行を危惧

人事異動は私たち教職員にとって働き方に関わる重要な勤務条件の変更といえます。埼玉県教職員組合はもちろんのこと、各自治体の教職員組合は年度当初人事について毎年、団体交渉を実施してきました。



さいたま市教育委員会が校長会で示し教職員に周知した二〇一五年度当初人事の「方針・細部事項」は例年の方針・細部事項と一力所変更点がありました。転任・転補の第一項で昨年までであった「教職員の意向を把握し」を削除しました。これは非常に大きな変更点で、県教委の人事方針・細部事項にはしっかりと明記されているものでした。意向を把握しないで人事を進めるのは、今まで組合と教育委員会が築いてきた「納得と合意に基づいた人事」に大きく逸脱する人事の内容です。事実、人事調査の記入に当たって、「同一校3年以上7年未満」の者は、異動希望地を記入することを求めています。記入がない場合は「一任と見なす」と注意書きを加えています。今までも組合は「配置上の都合での異動はある」ことを認めてい

3年以上で異動の理由納得できず

ましたが、それとはまったく意味合いが異なります。「有無を言わせぬ強制異動」です。絶対に認められませんが、不利益が生じる問題人事が多発する危惧があります。教職員のモチベーションの低下が目に見えます。

組合の追及に対し、教育委員会会議で了承された人事方針・細部事項は昨年度と一字一句変わらないものであったことが明らかにされました。ところが校長会で示された教職員に周知されたものは上記の通り「意向を把握し」が欠落したものでした。組合の抗議と追及を受け、校長宛の訂正メールは14日朝送信されました。

た。市教委の無責任な対応を追及すると教職員課長補佐は「皆さんにご迷惑をかけました」と謝罪しました。

3年以上での異動を求める理由を追及しましたが、「学校運営がうまくいくようにするため」「特別支援学級の増加に対応するため」「小中一貫教育をすすめるため」「特定の学校に偏ることのないようにするため」と回答しました。

これらの回答に正当性はありません。さいたま市は県教委の10年での異動より3年も早い7年での異動をすすめる、さらに市内10行政区での意向把握から4ブロックでの意向把握へ、市教委の方針が反映できるように変えてきました。初任者の配置は市教委の判断で行っています。こうしたシステムのもとで「偏りがある」という理由は責任放棄としかいえません。

交渉での確認事項、意向を丁寧に聴く

交渉の中で、市教委は以下のことを表明しました。

特記事項欄には異動できない旨を記入し、異動が困難な理由を書いてよい。

校長は昨年以上に異動の意向の有無をしっかりと聞き、本人の意向を詳しく聞き取る。「教職員の意向を把握し」を挿入した正しい人事方針・細部事項を改めて教職員に周知する。

職場の教職員の構成が若い人、経験豊かな人、児童生徒の様子をよく知っている人がいることは重要。

保護者、地域の人から信頼される学校は月日を積んで作られるもの。異動の意向がない人が異動する場合は、校長との2回目のヒアリングを。

グで「異動がある」とを伝える。当然、本人に話がある。

市教組は組合員の人事調査を把握し、問題人事が起きないようにとくみませんが、組合に加入していない皆さんの人事についても問題人事は市教委と折衝や交渉を行います。

自分の意思・意向が丁寧に聞き取られていない、と感じたらご相談ください。不利益を被るおそれがある場合は、躊躇することなく組合事務所に相談してください。個人の秘密は守ります。介護や子育て、自らの健康状態をしっかりと考えて意向を校長に相談しましょう。



